

第 3

保護の要否判定の仕方

ここでは、世帯の認定、保護基準の具体的内容、収入の認定の仕方と、これらを使っての要否判定のための具体的な最低生活費の計算の仕方などについて、できるだけ詳しく説明いたしましょう。

1 世帯認定の仕方

既に述べたように、最低生活費の計算は、すべて世帯を単位として行われるということが原則であるということです。このことについては、生活保護法で保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定める（法第10条）と規定しています。これを世帯単位の原則と呼んでいます。このように、保護が世帯を単位として行われるのは、生活が通常、世帯を単位として営まれているからです。では、生活保護でいう世帯とは、いったいどのようなものなのかを次に述べてみましょう。ここでいう世帯とは、原則として同一の住居に居住し、生計を一にしているものの集まりであるということです。すなわち、同じ住居に住み、生計を一つにしている場合には、それが親族ばかりでなく他人が入っていてもそれらの者すべてを一つの単位として、いわゆる同一世帯としてとらえるということです。したがって、保護の要否や程度は、その同一世帯を単位として決められます。

しかしながら、出稼者や入院者のように、実際には別に住んでいる場合でも、その出稼ぎや入院が一時的なものであって、経済的には他の家族と一体性があり、いずれ自宅に帰る場合には、これらの者も同一世帯として取り扱

うことになっています。

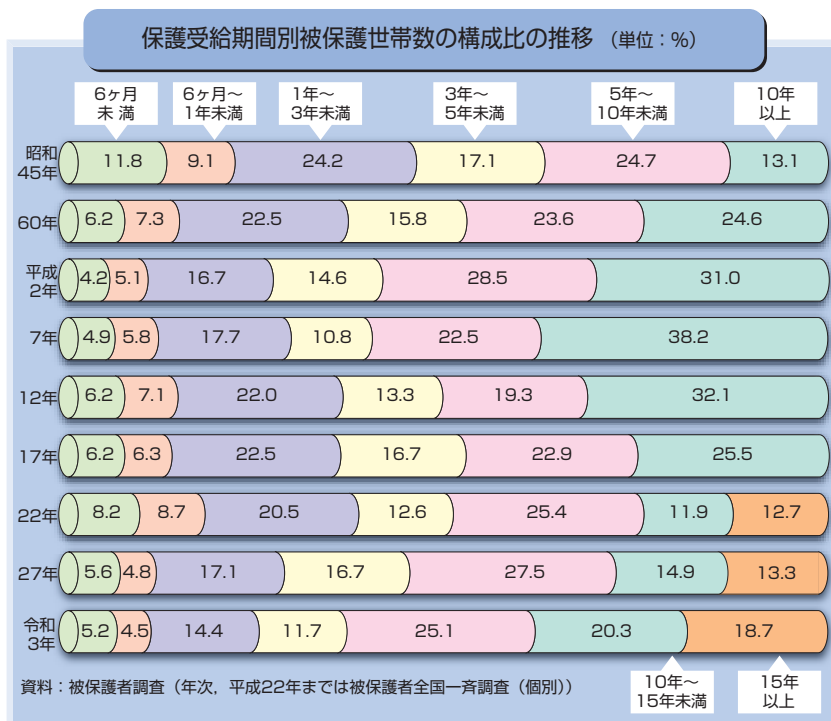
以上が、世帯についての基本的考え方ですが、次のような場合には、例外的な取扱いが認められています。

この取扱いは、世帯分離と呼ばれるものです。前に述べたような見方をすれば、当然、同一世帯として取り扱われるものを、特定の者だけを別に生活しているものとみなして別世帯の取扱いとするものです。

世帯分離が認められる主な場合を例記してみましょう。ただし、下記の取扱いを行う場合はいろいろな前提条件がありますから、注意を要します。

- (1) 稼働能力がありながら働く努力をしないものがあるとき……その者を切り離して他の家族だけを保護することがあります。

保護の動向 その9



世帯主が健康でありながら正当な理由もなく働かないような場合には、その世帯主は、自己の能力の活用をしていませんから、先に述べた補正性の原理に照らして保護の要件を欠いており、保護を受けることはできません。

保護は、世帯を単位として取扱うこととなりますので、このような場合には、世帯主一人のために家族全員が保護を受けられないこととなります。しかし、このように全く機械的に取り扱いますと家族などに対してあまりにも酷になります。そこで、このような場合には、その世帯主だけを除外して、残ったその家族だけを一つの単位として保護する取扱いをすることがあります。

- (2) 被保護者が他の一般世帯に転入したとき……転入した者だけを保護することがあります。

被保護者のなかには、高齢や病弱などのため自分だけでは生活することが困難になって、やむなく身寄りや昔からの友人などのところに転入する場合があります。このような場合に転入先の世帯員まで同一世帯として取り扱うことは、その人々まで最低生活を強いることになり、常識的にみておかしな取扱いになります。そこで、このような場合には、転入してきた要保護者だけを切り離して、その者だけを別の世帯を構えて生活しているものとみなして保護する取扱いとすることがあります。

- (3) 長期入院患者のいるとき……長期入院患者だけを保護することがあります。

長期入院患者を抱えた世帯については、入院している世帯員のためにその家族全員が長期間にわたって最低生活を強いられ、ひいては家族全員の自立をも損ねかねない場合があります。したがって、このような場合には、長期入院患者だけを保護の対象として取り扱うことがあります。つまり、その他の家族については、できるだけ一般世帯の生活に近い状態で生活をさせていこうという配慮がとられています。

<一口メモ>

生活保護の実施機関

生活保護を担当する第一線の行政機関として、全国で1,251か所（令和5年4月1日）の福祉事務所が設置されています。

福祉事務所には、社会福祉法によって福祉事務所長のほか、査察指導員、現業員及び事務職員を置くことになっています。

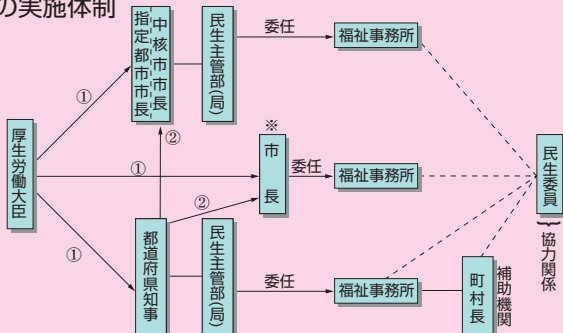
このうち、生活保護の業務は現業員が担当します。現業員は、市部については、被保護世帯80世帯について1人、郡部については、被保護世帯65世帯について1人を標準として、配置をするよう法律によって定められています。現在、生活保護の業務に当たっているこの現業員は、全国で約1万9千人います。また、この現業員は、法律によって社会福祉主事の資格を持つことが必要となっています。この資格は、大学において厚生労働大臣が指定する社会福祉に関する専門科目を修めた者などに付与されることになっています。

この現業員は、個々の被保護世帯を地区別に担当していることから地区担当員とも呼ばれています。さらに個々の被保護世帯の相談に応じてケース・ワークを行う専門家であることからケース・ワーカーとも呼ばれています。

査察指導員は、現業員の業務を掌握し、専門的に指導監督する専門職員です。

民生委員は、福祉事務所において行われる生活保護の業務に協力するものとされています（法第22条）。

生活保護の実施体制



①法定受託事務の委託、監査指導、技術的助言・勧告・是正の指示等、②監査指導、技術的助言・勧告・是正の指示等
※福祉事務所を管理する町村長は市長と同一の扱いとなる。

2 保護基準の考え方と現状

保護基準について具体的に説明することにはしますが、先にも述べましたように、保護は、その者の収入だけでは最低生活が営めない場合に、その不足分を支給するものであり、最低生活費を計算する尺度となる保護基準は、8種類の扶助別に定められています。ここで注意していただきたいことは、保護基準には二つの性格があるということです。一つは、保護の要否を決めるための尺度としての保護基準であり、他の一つは、保護費の支給の程度を決めるための尺度としての保護基準という二つの性格です。

前者の保護の要否を決める尺度としての保護基準は、その基準の合計額、即ち、最低生活費とその者の収入とを対比して保護を受けることができるかどうかを決定するための基準であるわけです。これに対して後者の基準は、保護を受けることができると決定されたケースに対して、現実に保護費として支給する額を決めるための尺度となる基準です。少なくとも前者の基準は、そのまま後者の支給額を決める尺度としても使われますが、後者の基準は、さらに前者の基準よりもその範囲、程度などが広く決められています。

このように、保護基準には、二つの性格がありますので、以下の説明に当たりましたが、できるだけ誤解をさけるため後者の基準については注釈を入れて区別することとしました。

まず保護基準の共通的な考え方について述べましょう。

この保護基準は、要保護者の年齢別、世帯構成別、所在地域別などに分けて厚生労働大臣が定めることになっています。したがって、保護基準は、まず所在地域別に定められているのが原則です。具体的には、生活様式、物価の違いなどによる生活水準の差に対応して全国の市町村を6区分の級地（1級地—1・1級地—2，2級地—1・2級地—2，3級地—1・3級地—2）に分類し基準額を設定しています。

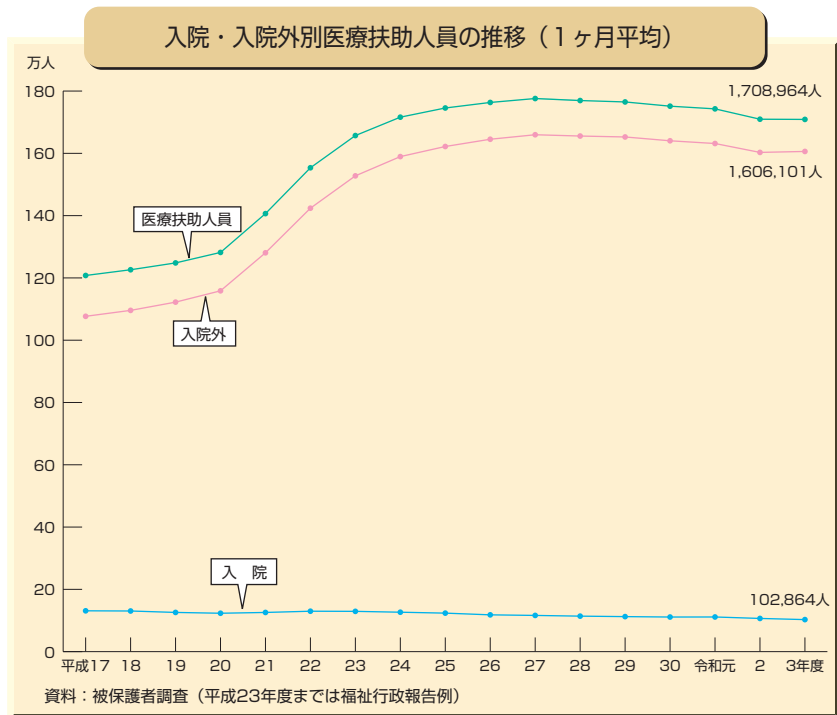
個々の市町村がどの級地となるかは、各地域の生活実態などに応じて厚生労働大臣が決めておりますが、おおむね、1級地は大都市及びその周辺市町、2級地は県庁所在地をはじめとする中都市、3級地はその他の市町村となっています。具体的には、64頁以降に掲げてありますので参照して下さい。

また、保護基準は定額で定められているのが原則ですが、一部については、各級地の支給限度額を設定し、その範囲内の実費とされています。

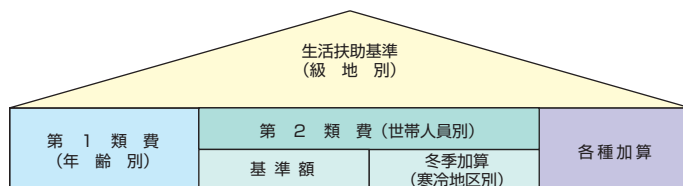
(1) 生活扶助基準

生活扶助基準は、衣食などのいわゆる日常生活に必要な基本的、経常的経費についての最低生活費を表示したものです。この生活扶助基準の構成は、次のように図示することができます。このように、大きくは、

保護の動向 その10



第1類費と第2類費に分けられ、特別の需要のある者にはさらに各種加算が合算されるという構成になっています（金額は58頁以降参照）。



ア 第1類費（個人的経費）

この第1類費というのは、飲食物費や被服費など個人単位に消費する生活費について定められた基準です。そして、この基準は、年齢別に表示されています。

イ 第2類費（世帯共通の経費）

第2類費は、第1類費と違って世帯全体としてまとめて支出される経費で、例えば、電気代、ガス代、水道代などの光熱水費や家具什器費などです。したがって、この第2類費は、世帯人員別に表示されています。

なお、第2類費は、級地間で金額の差を設けない一方、冬季においては、寒冷の度合などによって、暖房費などの必要額が異なってきますので、こうした事情を考慮し、都道府県を単位として地域別（6区分）に冬季加算額が表示されています。

ウ 加算（特別の需要のある者だけが必要とする生活費）

上記に述べた第1類費、第2類費は、だれでもが日常生活を営む上で必要とする最低生活費であるのに対して、例えば、障害者の場合などは健常者と比較してより多くの経費が必要です。このように特定の状態にある人には特別の経費を必要としますので、特定の者だけに限って第1類費、第2類費のほかに、さらに一定額が上積みされることになっています。このような特別の需要のある者だけに上積みする

ことが認められている特別経費分の基準を加算と呼んでいますが、この加算には、次のようなものがあります。

(ア) 妊産婦加算

妊婦及び産後6か月までの産婦に認められます。

(イ) 障害者加算

身体障害者障害程度等級表1級、2級及び3級の身体障害者若しくは国民年金法施行令別表1級及び2級障害者に認められます。

また、重度障害者で、家族などが常時介護している場合には、さらに介護のための加算が認められます。

(ウ) 介護施設入所者加算

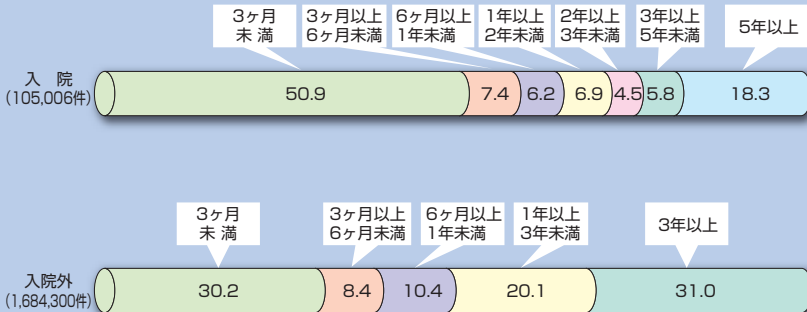
介護施設に入所している者に認められます。

(エ) 在宅患者加算

在宅の傷病者で栄養補給を必要とする者に認められます。

保護の動向 その11

診療期間別医療扶助受給件数の構成比(令和3年)(単位:%)



資料：医療扶助実態調査

(オ) 放射線障害者加算

原爆被爆者で重度の障害を有する者に認められます。

(カ) 児童養育加算

高等学校等修了前の児童の養育にあたる者に認められます。

(キ) 介護保険料加算

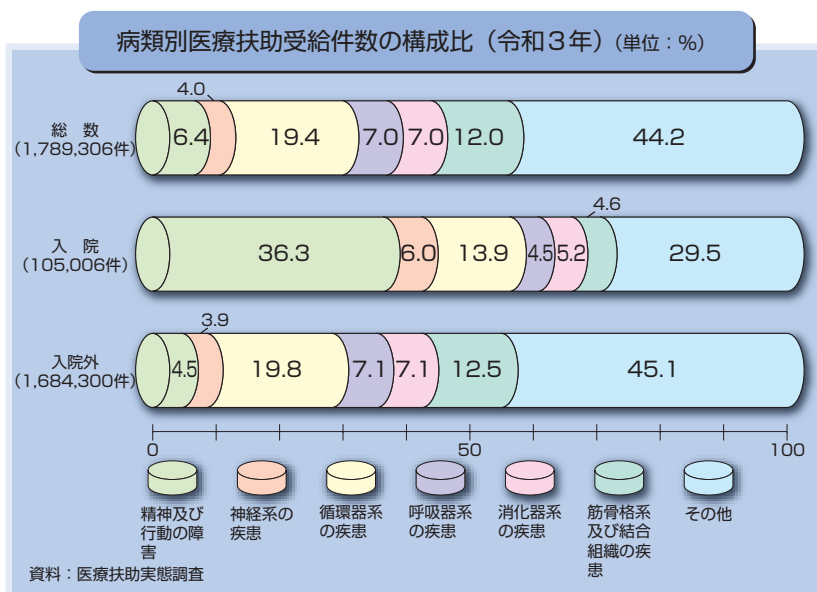
介護保険の第1号被保険者で、普通徴収の方法によって保険料を納付する者に認められます。

(ク) 母子加算

児童（18歳になる日以後の最初の3月31日までの間にある者）を養育しているひとり親世帯等に認められます。

以上が、要否判定のために使われる主な生活扶助基準の構成とその内容ですが、次に要否判定には使いませんが、被保護者に対して支給できるものと

保護の動向 **その12**



して定められているもの（支給基準）を掲げておきます。

要否判定後に被保護者に対して支給されるもの

（移送費及び被服費の一部を除き、要否判定には使いません。……支給基準）

要否判定の保護基準のなかには、少なくとも最低生活費として必要なものは、すべて含まれており、したがって、被服や寝具などの更新は、本来、家計のなかで計画的に賄うことによって対応すべきものですが、被保護者の実際の生活をみますと、出産、入学、入退院などの場合や新しく保護を開始される者で最低生活の基盤となる物資の持ち合せがない場合など、最低生活費のなかでのやり繰りではこれらの物資を確保させることに無理がある世帯のあることも否定できません。そこでこのような場合に限って、一時的に一定のものの支給を認めています。これを一時扶助と呼んでいますが、その主なものを次にあげましょう。

I 被服費

- (I) 布団……………布団類が全くないか又は全く使用に堪えなくなった場合（新規購入20,800円以内）
- (II) 被服……………被服を持っていない場合（1人14,600円以内）
- (III) 新生児被服等……出産を控えて産着などを必要とする場合（53,500円以内）
- (IV) 寝巻等……………入院を必要とする者が、入院に際し、寝巻などが全くないか又は使用に堪えない場合（4,500円以内）
- (V) おむつ……………常時失禁状態にある者でおむつを必要とする場合（21,700円以内）

II 入学準備金……………小学校又は中学校に入学する際の入学準備

らない場合の自転車の購入費

最低生活費の体系

